

# 埼玉県共同企業体取扱要綱

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、原則として各構成員が対等の立場（出資割合・派遣職員等）で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

2社の場合 30パーセント以上

3社の場合 20パーセント以上

### (共同企業体の種類)

第3条 共同企業体は、年間を通して結成される共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）及び特定の工事ごとに結成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）とする。

## 第2章 経常建設共同企業体

### (結成)

第4条 経常建設共同企業体は、構成員が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力の強化を図り、もって県内の建設業者の振興を目的として結成するものとする。

### (対象工事)

第5条 経常建設共同企業体の施工対象工事は、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第14条第1項に規定する決裁権者が適当であると認める工事とする。

### (入札参加資格者名簿への登録)

第6条 経常建設共同企業体が、県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとするときは、あらかじめ経常建設共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されていなければならない。

### (代表者の選定)

第7条 代表者は、構成員において決定された者とする。

## 第3章 特定建設工事共同企業体

### (結成)

第8条 特定建設工事共同企業体は、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として結成するものとする。

### (対象工事)

第9条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事（道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築の建設工事）で設計金額がおおむね5億円以上、機械器具設置工事、電気工事等で

設計金額がおおむね2億円以上のものとする。

- 2 前項の規定に係わらず、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事については、特定建設工事共同企業体の施工対象工事とすることができる。
- 3 前二項の場合において、単体で施工できる者がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札を行うことができる。

(入札参加資格)

第10条 特定建設工事共同企業体は、構成員が次に掲げる要件を満たす場合でなければ入札に参加することができないものとする。

- (1) 入札参加資格者名簿に登載された建設業者であること。
  - (2) 3業者以内であること。
  - (3) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。
  - (4) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
  - (5) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得る建設業者であること。
  - (6) 級別格付けは、最上位等級同士、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せであること。
- 2 構成員は、同一工事で他の特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
  - 3 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請及び特定建設工事共同企業体協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。
  - 4 特定建設工事共同企業体の構成員は、当該建設工事に係る次に掲げる権限を代表構成員に委任するものとする。
    - (1) 入札及び見積りに関すること。
    - (2) 契約の締結に関すること。
    - (3) 契約の履行に関すること。
    - (4) 代金の請求及び受領に関すること。
    - (5) 復代理人の選任に関すること。
    - (6) 前各号に付帯する一切のこと。
  - 5 県内企業（入札参加資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」を県内に有する企業をいう。以下同じ。）への技術移転が期待できると認められるときは、その技術的ニーズを踏まえ県内企業を構成員に含む特定建設工事共同企業体であることを入札参加資格とすることができる。

(協定書の提出等)

第11条 特定建設工事共同企業体として、県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加し、埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱に基づく競争参加資格確認申請書又は埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づく一般競争入札参加資格等確認申請書を提出するときは、特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号）及び前条第4項に規定する委任状（様式第2号）を添えるものとする。

(代表者の選定)

第12条 代表者は、施工能力の大きい者とし、その出資比率は構成員中最大とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県建設工事共同企業体取扱要綱（昭和58年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。